



発 監 第 4 4 号

平成28年11月29日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町監査委員 山根 弘和



同 桑本 始



定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成28年11月8日(火)・9日(水)・10日(木)の3日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育

総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 注意事項

①鳥取県中部地震関係

10月21日に発生した地震の復旧・復興に向けて、全庁的に対応していただくとともに、(被)災証明についての町民への周知徹底、証明手続の円滑な実施・遂行に努めていただきたい。さらに、小中学校、こども園、体育施設、文化施設など、多数が集まる施設の修繕及び、安全性・耐震性の調査・確認、必要に応じた対応・実施に万全を期されたい。

②各課(出納室以外)が保管する通帳の安全確保

半数以上の部局で、各種団体、協議会、実行委員会などの事務局や窓口として、通帳・印鑑を保管しており、複数の案件を保持している部署もある。団体の決算や会計監査の有無はまちまちで、中には委員の親睦的なものもある。通帳と印鑑を別々の職員が施錠のできる箇所で保管している所もあるが、一人で通帳と印鑑を施錠することなく所持している例もある。内部牽制が働いていないと言わざるを得ない。

そもそも、町で保管しなければならない案件なのか、保管する場合、どのような場所や方法が最も安全か、実態の把握及び対応を検討し、事故や事件の未然防止に努められたい。

③備品台帳への照合した旨の記載

決算審査でも述べたが、年一回、各課の物品取扱主任等が行う使用中の物品と帳簿の照合が、台帳に記載されていない。会計管理者及び各部局の物品取扱主任を指導されたい。ま

た、学校等では紙ベースではなくデータ(電子)ベースでの管理となっているが、財務規則の規定をクリアするよう対応を検討されたい。

④備品購入の時期

備品購入状況調書によると、小中学校の教材備品、庁用備品契約が6月10日に行われている。年度末・年度初めは業務が集中し、人事異動等もあるが、新たな備品の早期効果発現を図るため、今後は、予算成立後、速やかに準備を進め、より早い時期での契約の完了及び物品納入を行うよう指導されたい。

⑤職員研修

上期の実績は、新規採用、採用2～5年目、新任係長、新任課長補佐、新任課長対象の階層別研修、人権・同和、メンタルヘルス、人事評価等の職員研修、自治体法務、業務カイゼン実践、折衝・調整力向上講座等の能力開発向上研修、徴収事務、地方税徴収職員のための搜索実務入門、差押換価事務の進め方等の県外派遣研修など、合計43研修、57回、受講者数905人であった。

県外研修による専門知識を有する職員の養成は必要であるが、一方で、債権回収、滞納整理を推進するためには、職員全体での取組が必要である。先進市町村担当者、学識経験者、弁護士・司法書士、全国市町村国際文化研修所(JIAM)や日本経営協会等の講師を招き、全職員対象の研修を実施し、債権回収・滞納整理業務の全体的なレベルアップ、組織力の強化に繋がられてはどうか、検討されたい。

⑥戸籍住民登録、児童手当、児童扶養手当の業務の連携

結婚・離婚のチェックシートの作成、窓口での配布は、住民サービスの向上に繋がると思われる。今後、申請者側にとっての分かりやすさ、理解のしやすさなどを点検し、より良いものとなるよう指導されたい。

また、児童扶養手当等を住基システムの住民異動票へ反映させることは、通知漏れを防ぐ上で必要と思われる。一方、受給者に対して、再婚の場合は速やかに手続を行い、手当の返還

等が生じないよう、随時、通知をする必要があると思われる。併せて指導されたい。

⑦がんばる地域プラン事業

決算審査でも述べたが、がんばる地域プラン事業の一環として、8月15日、16日の2日間、イオン日吉津店で「食のるつぼ琴浦町物産フェア」が、また、10月10日、イオン古川橋駅前店（大阪府門真市）で「ふれ愛にぎわいラブリーフェスタ'16」がそれぞれ開催された。盆の時期、県内ショッピングセンターでハウス二十世紀梨を中心に、海産物、加工品、スイーツ等によるフェア開催は、継続実施していることもあり理解はできるが、門真市での1日だけのフェスタ参加は、消費者や参加業者の意見とともに、費用対効果の検証が必要である。

本事業は、平成29年度までの補助事業である。その後は単独事業でも実施するのか、開催時期や県内・県外の場所はどうか、梨生産農家やJA、事業者の意向はどうか、9月10～11日、とっとり・おかやま新橋館で、ほとんど同じ名称の「食のるつぼ琴浦物産フェア」を開催しているが、名称及び庁内の取組体制（日吉津・古川橋駅前が農林水産課、新橋が商工観光課所管）はどうするのかなど、検討が必要である。まさに、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）である。関係部局に指示・指導されたい。

⑧水道料金の滞納について（公営企業会計）

水道料金の徴収におかれては、滞納の解消に向けて努力されているところではあるが、長年にわたり滞納が解消されず、高額となっている案件も見受けられる。このような案件については、時期を逸することの無いよう、民事執行法に基づく強制執行（地方自治法施行令171条の2）を行うよう検討されたい。